

協議室_管理番号	年度	提案No.	提案名	項目	扶養	要件	取組の経緯			提案ID	提案概要（提案の用途）	主な出力条件	効果	実施区分	用紙（外部様式）	用紙サイズ（外部様式）	代替可否（内部様式）	機能要件との対応	業務区分（土地家屋-償却-3資産）	構成員への提示有無	構成員向け質問-報告区分	構成員向け報告-質問内容	構成員向け回答欄		
							修正前	分類（選択理由）	詳細														運用想定	区分	詳細
85	116	62	家屋価格評価補償			—	④：現行事務処理・実行機能の踏襲	本市は、区役所又は出張所単位で補償標準を出力し掲載を行うため、本市が採用しているシステムでは実装できています。	市税事務所、区役所又は出張所の所属する地区単位で掲載を行うため。	0120060	地方税法施行規則第33条の3様式「家屋（補充）課税台帳に記録された価格等が記載された帳票で、家屋に係る固定資産税の納税者の範囲に供する。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる地区の指定ができること	実装必須標準	汎用紙	A4縦	—	2.2.	土地家屋	有り	報告	提案WT④（2022年3月17日開催）資料②において、提案「土地価格等補償標準」に関する以下の機能について、削除有無を検討させていただきます。 ・対象となる土地を指定できること。 ・対象となる地区の指定ができること。 ・対象となる土地の地目を指定できること。 検討の結果、上記3機能は削除することとしましたが、WT時には反対意見もあったことや改めて指定都市会から受けた実装要望を踏まえ、標準オプション機能の出力条件として復活させることといたします。				
92	706	64	名寄帳簿（補充）課税台帳	73	課税標準額	④：現行事務処理・実行機能の踏襲	タワーマンション補正前の課税標準額を表示した場合、相当税額と差額が発生すると思われる。	登録免許税や取得税は補正前（一棟内）と同じと想定する。 固定資産税・都市計画税の課税はタワーマンション補正後の課税標準額に基づいて税額算出を行う。補正前評価額、課税標準額が必要であればその内訳等欄に印字する。	0120057 0120058 0120103 0120104	下記情報について、タワーマンションである場合は、タワーマンション補正後の課税標準額の合計印字されること。 提案ID:0120057 添付02 提案ID:0120058 添付105 大分類：家屋 中分類：固定資産税 小分類：合計課税標準額 提案ID:0120057 添付03 提案ID:0120058 添付106								土地家屋	有り	質問	指定都市会から、名寄帳の課税標準額について、「タワーマンションである場合は、タワーマンション補正「前」の専有部分ごとの課税標準額が印字される。」を「タワーマンションである場合は、タワーマンションの補正「後」～」に変更してほしい要望がございました。 過去のWTで、名寄帳の課税標準額当額の「補正前」「補正後」については議論していなかったので質問します。 名寄帳の課税標準額当額には、「補正前」、「補正後」のどちらを印字することがよいでしょうか。 ①補正前の課税標準額当額 ②補正後の課税標準額当額				